

## 介護保険料の算出について

## 1、第一号被保険者と認定者数について

## 65歳以上人口推計（P77）

	R 3	R 4	R 5	8期計画 合計	7期計画 合計	差
65歳以上	46,836	47,076	47,335	141,247	136,197	5,050
うち65～74	24,054	22,915	21,785	68,754	71,811	▲3,057
うち75～84	16,390	17,402	18,506	52,298	64,386	8,107
うち85歳以上	6,392	6,759	7,044	20,195		

## 認定者数推計（P80）

	R 3	R 4	R 5	8期計画 合計	7期計画 合計	差
認定者数	8,874	9,261	9,619	27,754	24,482	3,272
うち介護3以上	3,048	3,184	3,306	9,538	8,762	776

## 2、保険料について

保険給付費
-------

①保険料 23%	②支払基金 27%	③市負担金 12.5%	④府交付金 12.5%	⑤国交付金 20%	⑥調整交付金 0～5%	自己負担 1～2割
-------------	--------------	----------------	----------------	--------------	----------------	--------------

+

保健福祉事業（紙おむつ）

⑦保険料 100%
--------------

保険料は、R3～R5年度の予想介護給付費等合計を3で割り各年の保険料を算出します。

## (1) 8期計画の保険料について（P95）

	8期計画合計	7期計画合計	差
保険料基準額	10,220,979,000	9,104,323,000	1,116,656,000
標準年間保険料		68,910	5,340
標準月額保険料		5,743	445

## (2) 保険料基準額の求め方 (P 94、95)

{(①介護給付費+②地域支援事業費)×0.23+③保健福祉事業+④調整交付金-⑤準備基金取崩額}÷⑥収納率

## ①介護給付費 (千円)

R 3	R 4	R 5	8 期計画合計	7 期計画合計	差
12,802,434	13,489,078	13,974,327	40,265,839	35,993,129	4,272,710

(高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付費等を含む)  
条件

- 混合型特定施設入居者生活介護：250床 R4
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：67床 R4
- 認知症対応型共同生活介護：2施設 利用定員36名 R4

## ②地域支援事業費 (千円)

R 3	R 4	R 5	8 期計画合計	7 期計画合計	差
841,859	877,211	901,984	2,621,054	2,733,198	▲112,144

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防」を開始。予防給付費から支援事業費へ移行

## ③保健福祉事業費 (千円)

R 3	R 4	R 5	8 期計画合計	7 期計画合計	差
9,095			9,095		9,095

現在実施している介護用品(紙おむつ)の支給について、国の基準が示されたことで、基準から外れる人への激変緩和として従前どおり支給する。今後も実施のあり方について継続して検討する。(別紙参照)

## ④調整交付金 (千円)

	8 期計画合計	7 期計画合計	差
調整交付金見込交付割合	2.56%~3.25%	3.2%~3.5%	
調整交付金不交付額	866,658	625,191	241,467

※7期計画との変更点

調整交付金見込交付割合において、①65歳~74歳、②75歳~84歳、③85歳以上の3区分に変更。各区分加入割合×「要介護認定率」に新たに「介護給付費」に重み付けを行う2つの算定式の合計を「全国÷和泉市」で求める。

## ⑤準備基金取崩額 (千円)

8 期計画合計	7 期計画合計	差
597,461	534,444	63,017

## ⑥ 収納率

8 期計画合計	7 期計画合計	差
99.23%	98.83%	0.4%

## 3、国標準保険料段階

所得段階	生保	本人	世帯	課税年金収入 +その他合計所得	合計所得金額	基準額 に対する割合
第1段階	●	非課税	非課税	80万円以下		0.50
第2段階		非課税	非課税	80万円超 120万円以下		0.75
第3段階		非課税	非課税	120万円超		0.75
第4段階		非課税	課税	80万円以下		0.90
第5段階		非課税	課税	80万円超		1.00
第6段階		課税			120万円未満	1.20
第7段階		課税			120万円以上 210万円未満	1.30
第8段階		課税			210万円以上 320万円未満	1.50
第9段階		課税			320万円以上	1.70

(参考) 所得の算出

●年金収入 (65歳以上) 年金収入が 330万円以下 : 所得=年金収入-110万円

●給与収入 給与収入が 1,619,000円未満の場合 : 所得=給与収入-55万円

合計所得金額が 120万円未満とは

年金収入のみ 230万円未満、給与 (年金収入120万円未満) 197万2千円未満

※令和2年所得からの変更

年金控除 : 120万円→110万円

給与控除 : 65万円→55万円

(案)

# 所得段階別介護保険料

所得段階を定める資料になります。  
保険料は報酬改定後市議会にて決定します

所得段階	7期計画		8期計画	基準額 に対する割合	7期計画
	対象者		対象者		保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金を受給し、本人を含む世帯全員が市民税非課税の人 ③本人を含む世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」の合計が80万円以下の人		同左	0.50 (0.3)	34,450 (20,670)
第2段階	本人を含む世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」の合計が	80万円超 120万円以下	同左	0.65 (0.5)	44,790 (34,450)
第3段階		120万円超	同左	0.75 (0.7)	51,680 (48,240)
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」の合計が	80万円以下	同左	0.90	62,020
第5段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が	80万円超	同左	1.00	<b>68,910</b> <b>基準額</b> <b>5,743</b>
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が	120万円未満	同左	1.20	82,690
第7段階		120万円以上 200万円未満	120万円以上 210万円未満	1.30	89,590
第8段階		200万円以上 300万円未満	210万円以上 320万円未満	1.50	103,370
第9段階		300万円以上 400万円未満	320万円以上 410万円未満	1.57	108,190
第10段階		400万円以上 500万円未満	410万円以上 510万円未満	1.63	112,330
第11段階		500万円以上 600万円未満	510万円以上 610万円未満	1.69	116,460
第12段階		600万円以上 700万円未満	610万円以上 710万円未満	1.75	120,600
第13段階		700万円以上 800万円未満	710万円以上 810万円未満	1.88	129,560
第14段階		800万円以上	810万円以上	2.00	137,830

※保険料の( )は、世帯全員非課税の人(第1段階～第3段階)を対象に消費税による公費を投入して保険料の軽減を行っています。